

プロジェクト **税効果会計**
税効果会計に関する開示の検討
項目 **－合理的な説明に関連する開示**

本資料の目的

1. 本資料は、税効果会計に係る開示に関する論点のうち、合理的な説明に関連する開示の要否を検討することを目的としている。

合理的な説明に関連する開示の検討の経緯

(回収可能性適用指針の公開草案前の審議)

2. 平成 27 年 12 月 28 日に公表した企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」という。）の公開草案公表前における審議（財務諸表利用者に対して行ったアウトリーチを含む¹。）の過程では、（分類 3）に該当する場合の 5 年を超える部分の開示を開示することに対するニーズが聞かれた。この点、第 308 回企業会計基準委員会（2015 年 3 月 20 日）及び第 17 回専門委員会（2015 年 3 月 17 日）において、合理的な説明に関連する開示についての審議が行われている。
3. この合理的な説明に関連する開示についての公開草案前の審議の内容は、下記のようにコメント募集の文書に記載している。

(回収可能性適用指針の公開草案におけるコメント募集に添付した別紙 2 より抜粋)

6. 一方、次の項目も財務諸表利用者から開示を追加する要望が聞かれた主なものであるが、開示を求めることによる便益とコストを勘案し、事務局は開示に関する定めを設けないことを審議において提案している。

(分類 3) に該当する企業における 5 年を超える見積可能期間に関する開示

8. 本公開草案では、（分類 3）に該当する企業においては、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している原因や中長期計画等を勘案して、5 年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを合理的に説明できる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとするとしている。（分類 3）に該当する企業が 5 年を超える見積可能期間に係る繰延税金資産を計上した場合、5 年を超える見積可能期間に係る繰延税金資産の計上金額と計上根拠について開示を求める意見が聞かれている。

一方、（分類 3）における 5 年の見積可能期間は監査委員会報告第 66 号を踏襲し

¹ 平成 27 年 3 月 3 日に実施した。

たものであり、必ずしも理屈の面から定められたものではないことから、5年を超える見積可能期間に係る繰延税金資産の計上金額と計上根拠を開示する理由が乏しいこと、結果として企業の分類を開示することとなること、また、在外子会社について企業の分類が存在しないことから、連結グループ全体について適切な理解につながらない可能性があると考えられる。

(公開草案のコメント募集の内容)

4. 回収可能性適用指針の公開草案前の審議においては、繰延税金資産の回収可能性に関する注記事項を追加する提案を行わず、回収可能性適用指針の公開草案において今後の検討を行うためのニーズをより適切に把握するために、注記事項に関する質問項目を設けて、下記のように公開草案の提案に関する注記事項に関して質問し、コメントを募集した。

(回収可能性適用指針の公開草案におけるコメント募集より抜粋)

(質問 7-2 本公開草案で提案された内容に伴う注記事項に関する質問)

本公開草案で提案された内容(例えば、「(分類3)に該当する企業における5年を超える見積可能期間に関する取扱い」や「(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する取扱い」など)に伴って追加的に開示することが望ましいと考えられる注記事項がある場合には、その内容及び理由についてご記載ください。

(回収可能性適用指針の公開草案に寄せられたコメントの概要)

5. 合理的な説明に関する開示に関連するコメントの概要は、以下のとおりである。

合理的な説明に関連する情報を開示すべきとのコメント

(スケジュールリング不能な将来減算一時差異に関する注記)

- (1) スケジュールリング不能な将来減算一時差異について回収可能性があるものとした場合には、スケジュールリング可能な将来減算一時差異に比べて将来の解消に係るリスクが高いと考えられる。従って、その内容及び理由を開示する必要があると考える。

(5年を超える見積可能期間に関する注記)

- (2) 一般的な中期経営計画の期間が3年~5年であることを考慮すれば、5年超の計上金額と「合理的な説明」の内容が理解できる計上根拠の開示は必須と考えられる。それにも拘らず、ASBJ事務局が開示の提案を見送った理由には同意できない。

- (3) 少なくとも5年超の見積可能期間に係る繰延税金資産の金額と原因となった一時差異の金額の開示が必要と考える。
- (4) (分類3) に該当する企業の収益力は、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している会社であるため、一般的に5年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産の回収可能性について不確実性を伴うリスクがある。そのため、財務諸表作成者が5年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産について回収可能であると判断した理由を財務諸表利用者が理解できるように、5年を超えて見積可能である根拠を開示する必要があると考える。

(分類4)の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当するものとして取り扱われる場合)

- (5) この提案はあくまでも例外的な取扱いであることを考慮すれば、(分類4)の要件を満たすが(分類2)や(分類3)として取り扱う企業について、その取り扱いを妥当とする「合理的な説明」の内容が理解できる詳細な根拠の開示は、あくまでも例外的な取扱いであることを考慮すれば必須であると考ええる。
- (6) (分類4)の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当するものとして取り扱う場合には将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じる、又は将来においておおむね3年から5年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じると経営者が判断した根拠に合理性があることを、財務諸表の利用者に対して理解可能にするためには、重要な税務上の欠損金の発生原因の注記を求める必要がある。

合理的な説明に関連する開示は不要とのコメント

- (7) (分類3)における5年の見積可能期間は理屈の面から定められたものではないことから、5年を超える見積可能期間に係る繰延税金資産の計上金額と計上根拠を開示する理由が乏しい。また、5年を超える見積可能期間に係る繰延税金資産の計上金額や計上根拠を開示することで、繰延税金資産の回収可能性の判断過程の一部に過ぎない企業の分類を間接的に示唆することに繋がり、誤った判断を促す懸念がある。回収可能性適用指針における企業の分類は日本特有のガイダンスにすぎず、企業の分類が存在しない在外子会社を含む連結グループ全体の企業の分類を適切に示すものではない。
- (8) 税効果会計基準の趣旨から逸れた要求であり、国際的に全く理解されない開示である。斯様な開示を求めるべきではない。

開示の検討に関する企業会計基準委員会での審議におけるコメント

6. 公開草案に寄せられたコメントに加え、第329回企業会計基準委員会（2016年2月10日開催）においては、回収可能性適用指針において、監査委員会報告第66号から運用が変更された箇所に関する追加的な開示の検討を先行させるべきというコメントがあった。

合理的な説明に関連する開示の有用性とコストについての分析

7. 以下では、合理的な説明に関連する開示に関する情報の有用性、及び、合理的な説明に関連する開示を求める場合のコストに関する検討に分けて分析を行う。

有用性に関する判断基準

8. ここで、税効果会計に関する開示の有用性について分析を行う際には、以下を投資家の意思決定に資するか否かの判断基準として検討することが考えられる。
- 課税所得に関する将来の不確実性やリスクが高い状況において、繰延税金資産の計上根拠に関する理解可能性を高めるか否か。
 - 課税所得に関する将来の不確実性やリスクが高い状況において、繰延税金資産の回収可能性に関する予測可能性を高めるか否か。
 - 国際的な会計基準に基づく財務諸表との比較可能性の観点から、国際的な会計基準において求められている開示項目か否か。ただし、これは国際的な会計基準における注記事項をすべて導入することを意味しない。

寄せられたコメントに基づき新たに分析すべき事項の抽出

9. ここでは、第3項に記載した回収可能性適用指針の公開草案前の審議を基に、公開草案に寄せられたコメントのうち、新たに分析すべき事項を抽出する。
10. 新たに分析すべき事項を抽出するにあたっては、寄せられたコメントについて、公開草案前の審議において分析されているかどうかを検討する。

（公開草案前の審議において分析した（寄せられたコメント）第5項事項）第3項の内容

有用性に関する事項・・・有用であるとのコメント

- （分類3）に該当する企業は過去及び当期において課税所得が不安定であることが要件であり、課税所得に関する将来の不確実性やリスクがある程度存在していると考えられることか
- 一般的な中期経営計画の期間が3年～5年であることを考慮すれば、5年超の計上金額と「合理的な説明」の内容が理解できる計上根拠の開示は必須と考えられる。（第5項(2)）

(公開草案前の審議において分析した事項) 第3項の内容 (寄せられたコメント) 第5項

ら、5年を超える期間に係る繰延税金資産の計上金額と計上根拠を開示することは一定程度有用と考えられる。

- 少なくとも5年超の見積可能期間に係る繰延税金資産の金額と原因となった一時差異の金額の開示が必要と考える。(第5項(3))
- (分類3)に該当する企業の収益力は、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している会社であるため、一般的に5年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産の回収可能性について不確実性を伴うリスクがある。そのため、財務諸表作成者が5年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産について回収可能であると判断した理由を財務諸表利用者が理解できるように、5年を超えて見積可能である根拠を開示する必要があると考える。(第5項(4))
- スケジューリング不能な将来減算一時差異について回収可能性があるものとした場合には、スケジューリング可能な将来減算一時差異に比べて将来の解消に係るリスクが高いと考えられる。従って、その内容及び理由を開示する必要がある。(第5項(1))
- (分類4)の要件を満たすが(分類2)や(分類3)として取り扱う企業について、その取り扱いを妥当とする「合理的な説明」の内容が理解できる詳細な根拠の開示は、あくまでも例外的な取扱いであることを考慮すれば必須である。(第5項(5))
- (分類4)の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当するものとして取り扱う場合、一時差異等加減算前課税所得が生じると経営者が判断した根拠に合理性があることを、財務諸表の利用者に対して理解可能にするためには、重要な税務上の欠損金の発生原因の注記を求める必要がある。(第5項(6))

(公開草案前の審議において分析した (寄せられたコメント) 第5項
事項) 第3項の内容

有用性に関する事項・・・有用な情報になるとは限らないとのコメント

- 回収可能性適用指針において(分類3)に関して、おおむね5年を合理的な見積可能期間とする取扱いは必ずしも理屈の面から定められたものではないため、5年を超える期間に係る繰延税金資産の計上金額と計上根拠を開示することについて、理屈の面から支持することは難しい
- (分類3)における5年の見積可能期間は理屈の面から定められたものではないことから、5年を超える見積可能期間に係る繰延税金資産の計上金額と計上根拠を開示する理由が乏しい。(第5項(7))
- 当該事項を開示することは、結果として会社分類を開示することとなり、適当ではない。
- 5年を超える見積可能期間に係る繰延税金資産の計上金額や計上根拠を開示することで、繰延税金資産の回収可能性の判断過程の一部に過ぎない企業の分類を間接的に示唆することに繋がり、誤った判断を促す懸念がある。(第5項(7))
- IFRS 又は米国会計基準に従って会計処理を行っている在外子会社においては、必要に応じて見積可能期間を定めているケースがあり、このような開示は、連結グループ全体について適切な理解につながらない可能性がある
- 回収可能性適用指針における企業の分類は日本特有のガイダンスにすぎず、企業の分類が存在しない在外子会社を含む連結グループ全体の企業の分類を適切に示すものではない。(第5項(7))
- 税効果会計基準の趣旨から逸れた要求であり、国際的に全く理解されない開示である。斯様な開示を求めるべきではない。(第5項(8))

11. 前項の検討から、寄せられたコメントのうち公開草案公表前に十分には分析していない事項は、以下と考えられる。

- (1) スケジューリング不能な将来減算一時差異は、スケジューリング可能な将来減算一時差異に比べて将来の解消に係るリスクが高いと考えられる(第5項(1))。
- (2) 5年を超える見積期間については、一般的な中期経営計画の期間を超えた期間であること及び不確実性を伴うリスクがあるため、財務諸表利用者が繰延税金資産を計上した根拠について理解する必要がある(第5項(2))。

- (3) 企業が回収可能性適用指針に定める例外的な取扱いを適用した場合には、その取扱いを妥当とする「合理的な説明」の内容が理解できる詳細な根拠を開示すべきである(第5項(5))。

以下では、これらについて有用性の分析を行うこととする。

(スケジュールリング不能な将来減算一時差異に関する開示の有用性の分析(第16項(1)))

有用な情報となる可能性がある

12. (分類2)に該当する企業が、スケジュールリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上していることに関して、合理的な説明の根拠も含めた開示がなされる場合、以下の点で繰延税金資産についての理解可能性が高まると考えられる。

- ▶ 「税務上の損金の算入時期が個別に特定できないが将来のいずれかの時点で損金に算入される可能性が高いと見込まれること」(回収可能性適用指針第21項)に関する説明や、「将来のいずれかの時点で回収できること」(同項)に関する説明が行われる場合には、原則とは異なる取扱いにより繰延税金資産が計上されたことの理解可能性が高まる可能性がある。

有用な情報とはならない可能性がある

13. 一方で、合理的な説明の根拠も含めた開示がなされる場合、以下の点で繰延税金資産についての予測可能性の観点から有用な情報とはならない可能性があると考えられる。

- ▶ (分類2)の企業は、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が安定的に生じており、かつ経営環境が近い将来に著しく変化することが見込まれないため、一定程度の課税所得の水準がもともと想定される企業である。そのような前提に立つ場合、当該開示がなされなくても将来の業績をある程度予測することができる可能性があり、仮に合理的な説明の根拠も含めた開示がなされる場合、将来の見通しについて追加的な情報が提供されるかどうかは必ずしも明らかではなく、繰延税金資産の予測可能性は高まらない可能性がある。
- ▶ 連結財務諸表における有用性の観点から分析すると、IFRS又は米国会計基準に従って会計処理を行っている在外子会社においては企業の分類の判断を行っていないため、合理的な説明に関する定めを開示したとしても、連結グループを構成する納税主体のうち一部については開示ができないこととなり、連結グループ全体について適切な理解につながらない可能性がある。

14. さらに、回収可能性適用指針の公開草案前に審議してきているように、合理的な説明に関する取扱いは分類に紐づく形で定めているため、当該情報の開示は、結果として企業の分類を開示することと同様の効果を有することとなる。そのため、当該情報の開示の検討は、企業の分類に関する情報の検討（審議事項(6)-2 参照）と合わせて行う必要があると考えられる。

(5 年を超える見積期間について繰延税金資産を計上した根拠に関する開示の有用性の分析（第 16 項 (2)）

有用な情報となる可能性がある

15. （分類 3）に該当する企業が、5 年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産を計上していることに関して、合理的な説明の根拠も含めた開示がなされる場合、以下の点で繰延税金資産についての理解可能性及び予測可能性が高まると考えられる。
- 一般的に、課税所得の見積期間がより長くなる場合、収益力の不確実性については、その程度の幅はあるものの、通常はどの企業においても存在するため、繰延税金資産の回収可能性に関する理解可能性及び予測可能性を高める観点からは、5 年を超える見積期間について繰延税金資産を計上した根拠に関する開示を行うことは有用な情報を提供する可能性があると考えられる。

有用な情報とはならない可能性がある

16. 一方で、合理的な説明の根拠も含めた開示がなされる場合、以下の点で繰延税金資産についての理解が難しい可能性があると考えられる。
- （分類 3）の企業は、過去(3 年)又は当期において課税所得が大きく増減している企業であり、(分類 3) には、企業の本来的に課税所得を稼得する収益力の程度について様々な企業が含まれている。一般的に、課税所得の見積期間に係る課税所得の稼得能力の不確実性及び当該情報の有用性は、企業の本来的に課税所得を稼得する収益力に依存すると考えられ、合理的な説明の根拠等の情報に合わせて当該収益力に関連する開示も行わない場合には当該情報の有用性が判断できず、繰延税金資産の回収可能性に関する理解可能性や予測可能性に関する有用性が限られる可能性があると考えられる。
 - 連結財務諸表における有用性の観点から分析すると、IFRS 又は米国会計基準に従って会計処理を行っている在外子会社においては企業の分類の判断を行っていないため、合理的な説明に関する定めを開示したとしても、連結グループを構成する納税主体のうち一部については開示ができないこととなり、連結グ

ループ全体について適切な理解につながらない可能性がある。

17. さらに、回収可能性適用指針の公開草案前に審議してきているように、合理的な説明に関する取扱いは分類に紐づく形で定めているため、当該情報の開示は、結果として企業の分類を開示することと同様の効果を有することとなる。そのため、当該情報の開示の検討は、企業の分類に関する情報の検討（審議事項(6)-2 参照）と合わせて行う必要があると考えられる。

（企業が回収可能性適用指針に定める例外的な処理を行った場合の開示に関する有用性の分析（第16項(3)））

有用な情報となる可能性がある

18. 企業が合理的な根拠をもって説明し、原則とは異なる取扱いを適用した場合に、その取扱いを妥当とする「合理的な説明」の内容が理解できる詳細な根拠を開示すべきという意見を検討するためには、いわゆる反証規定を適用する場合に開示が求められる必要性を検討する必要があると考えられる。
19. ここで、我が国の会計基準において、原則とは異なる取扱いを適用する場合に、一定の開示を求める取扱いとして、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）における取扱いがある。

ストック・オプション会計基準では、自社株式オプションを従業員等に付与する場合、基本的には対価性があるものとした上で、自社株式オプション又は自社の株式に対価性がない場合には、その旨及びそのように判断した理由を開示することが求められている（ストック・オプション会計基準第16項(7)）。この趣旨は、自社株式オプションや交付した自社株式について対価性が推定されることが前提となっており、当該推定を覆すに足りるだけの明確な反証が必要と考えられ、その反証の内容につき開示を求めることとしたとされている（ストック・オプション会計基準第29項）。

国際的な会計基準においても、同様の開示の規定がある²。

² 国際的な会計基準では旧IAS第22号「企業結合」において、のれんは20年を超える有効年数をもたないと仮定され、20年以内に償却することが求められていた（第49項）。しかし、当該過程が反証された場合には20年を超える有効期間で暖簾を償却することが認められるとともに、仮定が反証される理由及びのれんの有効年数の決定に重要な役割を果たした1つ又は複数の要因を開示することとされていた（第50項(a)及び(c)）。

旧IAS第22号において、のれんの償却期間が20年とされ、反証時の開示を求めた理由は明確ではないが、企業の全般的な業務計画の見通しが20年を超えることはないと思われること（第47項(c)）及び、多くの場合、無形資産及びのれんの有効年数が当初認識から20年を超えると信頼性をもって決定することは不可能であろう（第52項(a)）とされている。

20. 回収可能性適用指針における企業が合理的な根拠をもって説明する取扱いは、原則的な取扱いに対して、企業の実態を適切に反映すると判断される場合に異なる取扱いの余地を認めるものである。このため、ストック・オプション会計基準に記載されている趣旨を鑑みれば、原則の推定を覆す合理的な根拠をもった説明の内容を開示することは有用な情報となる可能性があると考えられる。

有用な情報とはならない可能性がある

21. 回収可能性適用指針における原則的な定めと当該定めと異なる取扱いは、企業の属する会社分類に応じて定められており、(分類2)のように一定程度の課税所得の水準がもともと想定される企業と(分類4)のように重要な税務上の欠損金が生じている企業とでは課税所得を獲得する収益力が大きく異なる可能性があり、課税所得に関する将来の不確実性やリスクの水準も会社分類に応じて一様ではないと考えられる。単に原則と異なった処理を行っているという理由のみで一律に開示を求める場合、課税所得に関する将来の不確実性やリスクの水準が異なる分類によって情報の有用性も異なり得る可能性があるため、財務諸表利用者に繰延税金資産の回収可能性に関する有用な情報を提供することにならない可能性があると考えられる。

(合理的な説明に関連するコストの分析)

22. 前項までに分析した合理的な説明に関連する情報にかかるコストは、共通する部分が多いと考えられることから、以下では、これらの情報にかかるコストについて分析を行うこととする。

合理的な説明に関連するコストに関する分析ー相当程度の負担となる可能性がある

23. 連結グループにおいて、子会社が、回収可能性適用指針の合理的な説明に関連する定めを適用して繰延税金資産を計上した場合、合理的な説明の根拠等に関する情報について、仮に親会社が網羅的に収集する場合、子会社が決算において算定した繰延税金資産の金額のほかに、合理的な説明の根拠に関連する情報として、経営環境を勘案して策定されている将来の経営計画、将来の課税所得見積額、子会社の事業において、過去又は当期に税務上の繰越欠損金が生じた状況やその理由など様々な情報を収集する必要があると考えられる。

子会社を多数保有している企業であれば、上述したコストは相当程度負担になると考えられる。

合理的な説明に関連するコストに関する分析ーコストは必ずしも大きくない可能性がある

24. 一方で、合理的な説明の根拠等に関する情報は、企業が繰延税金資産の回収可能性を判断し、財務諸表を作成するにあたって、各企業において把握している事項である。すべての子会社から情報を収集するのではなく、重要な子会社に限定する場合や何らかの集約を図った情報とする場合には、開示にあたって集計するコストや開示資料を作成するコストは必ずしも大きくはない可能性がある。

(代替的な情報の検討)

25. 合理的な説明に関連する情報を開示する場合、回収可能性適用指針の公開草案前に審議してきているように、企業の分類そのものを開示することと同様の効果を有することとなる。このため、ここでは、企業の分類そのものを開示することなく、同様の効果を得られるために、合理的な説明に関連する情報に代わるものとして、どのような開示が考えられるかについて検討する。
26. ここで、回収可能性適用指針では、分類に応じて、課税所得の見積期間等に基づき繰延税金資産の計上額を決定する枠組みとしている点に着目すると、回収期間ごとの将来減算一時差異に係る繰延税金資産の額を計算できる場合に、回収期間ごとの当該金額が開示されるときには、分類そのものが開示されなくても、分類を推定できる可能性がある。

また、一般的に、課税所得の見積期間がより長くなる場合、収益力の不確実性については、その程度の幅はあるものの、通常はどの企業においても存在するため、繰延税金資産の回収可能性に関する予測可能性を高める観点からは、一定の年数を超えた期間の繰延税金資産を計上している場合にその計上根拠を開示することが考えられる。

これらを踏まえると、企業の分類にかかわらず、回収期間ごとの将来減算一時差異に係る繰延税金資産の額や、一定の年数を超えた期間を計上している場合にその計上根拠を開示することが考えられる。

27. 一方、上記の情報に加えて、経営者による繰延税金資産の算定根拠として将来の課税所得等の見積額等が開示されない場合には、個社の課税所得と繰延税金資産の計上額を紐つけて理解することが困難となり、財務諸表利用者をミスリードする可能性があると考えられる。
28. 次に、以下では、さらに別途の代替的な情報を検討する。

財務諸表利用者に対するアウトリーチでは、税務上の欠損金がどの会社で生じたかの情報や税務上の繰越欠損金の繰越期限の情報を求める意見が聞かれたように、(分類4)の要件を満たす企業、すなわち、税務上の欠損金が生じた場合には繰延

税金資産の不確実性やリスクが高いと考えられ、繰延税金資産の理解可能性や予測可能性を高める観点から、税務上の欠損金に関する情報ニーズは高いと考えられる。

これを踏まえ、繰延税金資産の回収可能性に対して、よりリスクが高いと考えられる繰越欠損金に対して繰延税金資産を計上している場合、第330回企業会計基準委員会及び第31回専門委員会で検討したように、税務上の繰越欠損金に関する情報（税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の計上金額、当該繰延税金資産の計上根拠、繰越期限に関する情報等）が有用となる可能性があると考えられる。

(今後の進め方)

29. 財務諸表利用者に対するアウトリーチや公開草案に対するコメントで聞かれているように、評価性引当額の増減の内容を理解したいというニーズに対応するためには、必ずしも合理的な説明に関連する情報が開示されなくとも、例えば税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の情報など、他の情報が開示されることで、繰延税金資産の理解可能性及び予測可能性が高まることも考えられる。
30. これらを踏まえると、合理的な説明に関連する開示の要否について、現時点では結論付けず、第329回企業会計基準委員会及び第30回専門委員会で検討した評価性引当額の内訳や、第330回企業会計基準委員会及び第31回専門委員会で検討した税務上の繰越欠損金に関する情報に関する議論と合わせて結論付ける必要があるものと考えられる。

ディスカッション・ポイント

事務局の分析についてご意見を伺いたい。

以 上